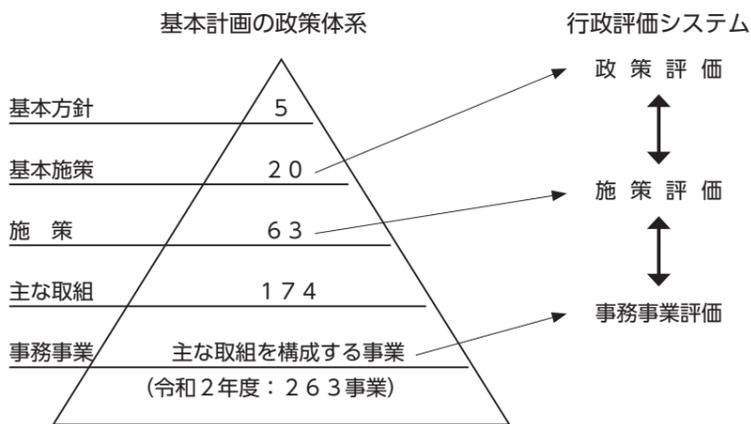


▶評価の対象と評価の構成



▶令和3年度評価結果（評価対象年度:令和2年度）

基本方針	現状維持	縮小	改善	拡大	休止	廃止(終了)	方針別合計
1.安全で人にやさしい快適なまちづくり	31	-	10	4	-	2	47
2.いつまでも健康で元気あふれるまちづくり	46	1	2	5	-	-	54
3.誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり	59	1	32	2	1	2	97
4.みんなが集まるおもしろいまちづくり	12	-	6	6	-	1	25
5.みんなが主役でともに進むまちづくり	27	-	10	3	-	-	40
合計	175	2	60	20	1	5	263

※詳しい評価の内容は、情報公開コーナー（役場・図書館）に備え付けの資料または町公式ホームページをご覧ください。

町では、限られた財源の有効活用と効率的な行政の運営を進めるため、利根町総合振興計画基本計画における基本施策・施策・事業からなる政策体系を対象に、妥当性や有効性などの視点から評価を行い、今後の取組む方向性を示す「行政評価システム」を導入しました。

多くの町民の皆さんに、この行政評価システムをご覧いただき、町の行政活動についてのご理解と、町民サービスの向上を図る上でのご意見をいただきたいと考えています。

行政評価システムについて

▶計画期間（5年間）  
令和3年4月1日～令和8年3月31日

▶持続的発展の基本方針  
本計画の基本方針は、町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画」と人口減少対策に関する具体的な施策を定めた「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策を引き続き進めるとともに、本計画に基

利根町過疎地域持続的発展計画の概要

また、この計画に記載する事業については、これまでと同様、過疎地域の持続的発展を支援する地方債（過疎対策事業債）や、過疎地域持続的発展支援交付金など、国の財政的支援を受けることができます。

町では、過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）の一部を改正する法律の施行に伴い、平成29年4月1日より過疎地域に指定され、過疎地域からの自立を図るため、「利根町過疎地域自立促進計画」を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施してきました。この旧過疎法は令和3年3月末に期限を迎えましたが、令和3年4月1日に施行された新たな過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）第2条第1項第1号の規定により、町が引き続き過疎地域に指定されたことから、同法第8条の規定により、過疎地域の持続的発展に関する施策などを決定し推進していくため、利根町過疎地域持続的発展計画を策定しました。

利根町過疎地域持続的発展計画を策定しました

○政策評価とは  
総合振興計画基本計画に位置付けられた20の基本施策における43の指標の現状値を把握し分析を行い、目標値を達成するための今後の方向性を示すものです。

○施策評価とは  
基本施策の実現に向けた63の施策について、施策の主な取組を構成する各事務事業の評価結果を踏まえて、施策の進捗状況の現状を分析し、施策を実現するための今後の方向性を示すものです。

○事務事業評価とは  
施策の実現に向けた主な取組を構成する263の事務事業について、妥当性・有効性・効率性・公平性の4つの視点から評価し、次年度に向けた改善などの取組む方向性を示すものです。

- ▼計画の達成状況の評価  
本計画の達成状況は、毎年度評価を行い、町議会へ報告後、町公式ホームページなどで公表します。
- ▼基本目標  
人口に関する目標（目標年度：令和7年度）  
全体人口 1万4043人  
（平成27年度国勢調査人口 1万6313人）  
社会増減数 0人／年間出生数 39人  
※人口に関する目標は、利根町人口ビジョン・総合戦略と整合性を図っています。
- ▼計画の達成状況の評価  
本計画の達成状況は、毎年度評価を行い、町議会へ報告後、町公式ホームページなどで公表します。
- ▼問い合わせ先 政策企画課 政策企画係  
☎68・2211（内線337）
- (1) 基本的な事項
  - (2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
  - (3) 産業の振興
  - (4) 地域における情報化
  - (5) 交通施設の整備、交通手段の確保
  - (6) 生活環境の整備
  - (7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
  - (8) 医療の確保
  - (9) 教育の振興
  - (10) 集落の整備
  - (11) 地域文化の振興等
  - (12) 再生可能エネルギーの利用の促進
  - (13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査の結果

第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査が10月31日に行われました。投票は、午前7時から午後6時まで、町内13ヶ所の投票所で行われ、開票作業は、午後8時から役場イベントホールで行われました。

▶投票結果

選挙の種類	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
衆議院小選挙区選出議員選挙	6,813	7,065	13,878	3,958	3,954	7,912	58.09	55.97	57.01
衆議院比例代表選出議員選挙	6,813	7,065	13,878	3,958	3,954	7,912	58.09	55.97	57.01
最高裁判所裁判官国民審査	6,809	7,053	13,862	3,950	3,948	7,898	58.01	55.98	56.98

▶問い合わせ先 利根町選挙管理委員会（総務課内）  
☎68-2211（内線318）

▶開票結果（届出順）

衆議院小選挙区選出議員選挙（茨城県第3区）開票結果

候補者氏名（届出順）	候補者届出政党等の継承	茨城県第3区における得票数	左記のうち利根町の得票数
当 栗梨 康弘	自由民主党	109,448票	4,178票
梶岡 博樹	立憲民主党	63,674票	2,571票
岸野 智康	日本維新の会	31,100票	1,035票
有効投票数		204,222票	7,784票
無効投票数		4,261票	128票
投票総数		208,483票	7,912票

衆議院比例代表選出議員選挙（北関東ブロック）政党別開票結果

名簿届出政党等の名称（届出順）	利根町における得票数
自由民主党	2,688,000票
日本共産党	535,000票
立憲民主党	1,802,989票
公明党	1,143,000票
日本維新の会	936,000票
れいわ新選組	261,000票
社会民主党	116,000票
国民民主党	230,010票
NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で	71,000票
有効投票数	7,783票
無効投票数	129票
投票総数	7,912票

▶事業用資産に係る固定資産税の課税免除について

過疎地域における産業の振興を図るため、過疎地域内で事業用資産を取得などした場合、一定の要件を満たす固定資産について、申請により固定資産税（家屋、償却資産、土地）が課税免除の適用を受けることができます。

項目	内容
対象区域	利根町全域
対象者	青色申告をする個人又は法人
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業など
対象となる設備投資	取得または製作若しくは建設（建設については、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設含む）※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
取得価額要件	●製造業、旅館業 資本金が5,000万円以下は500万円以上、5,000万円超1億円以下は1,000万円以上、1億円超は2,000万円以上 ●農林水産物等販売業、情報サービス業など 500万円以上 ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
適用期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）
免除期間	新たな課税年度から3箇年度

▶事業用設備等に係る減価償却について

過疎地域における所得水準の向上や雇用機会の拡大を図るため、過疎地域内で取得価額の合計が500万円を超える生産等設備の取得などを行い、一定の事業の用に供した建物、機械などの資産について、所得税および法人税に係る減価償却の特例が認められています。

項目	内容
対象区域	利根町全域
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業など
対象となる設備投資	取得または製作若しくは建設（建設については、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設含む）※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
取得価額要件	●製造業、旅館業 資本金が5,000万円以下は500万円以上、5,000万円超1億円以下は1,000万円以上、1億円超は2,000万円以上 ●農林水産物等販売業、情報サービス業など 500万円以上 ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
減価償却の方法	特別償却（割増償却）※5年間適用 償却率…機械等：普通償却限度額の32/100 建物等：普通償却限度額の48/100
適用期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）